(1)

らない人

○予定申告をしなければな

尋ね下さい。

○予定納税をしなければな 受けた年税額を三等分して

その三分の一に相当する税

定納税は税務署から通知を

相談者の住所、氏名は相談

なお、相談はすべて匿名で

すから、どうぞお気軽に税

他どんなご相談でも結構で

とや、ご不満なこと、その

務署へおいで下さい。

硬山の日々に茂りて炭坑さびれ

雨明けの主婦の毎日忙しなや

夫の忌の近づき葵咲き登る

みねや **清風楼** みさを 南風子

戦没者の妻の皆さんへ

竹筒にバラ活けたるは選炭婦

梅天の下歴代の僧の墓

こ」よりの展望すでに植田かな

その家は真紅のバラにかこまれて

炭住の早夏のれんからげけり

作りの小さき培炉に新茶もむ

茅

11

額をそれぞれ七月と十一月

た「税の相談日」以外いつ

田川税務署から

見わたせる一面今日で田植済む

のうぜんの花散りやすし潦 炭坑の蝙蝠も減り人も減り 満ち足りし日と云うべしや樫若葉 颱風のそれたる花圃に佇ずめる 夏草にかくれて炭坑の墓二三 麦を焼く嘆きもきして店を守る

前田古了

芝山 みのる 紫葉 千鶴子

ひさし

鳥籠を吊す軒場に蛇見つけ

真崎ひさ子

一、昭和十二年七月七日

死亡した戦没者の妻

みますが、毎年四月三十日

支払われ、向う十年間で済

四、此の二十万円は国債で

であります。

金を支給しようとするもの

権はありません。

定です。

為の特別の給付

合以外は聴取しません。 者が後日連絡を希望する場

ことしに入つてから、また

らない人

は昨年の中途から新たに商 予定納税をしなければなら の二回に納税しなければな

医業や農業など ない人は、昨年申告納税し

りません(田川税務署から)

業、工業、

の事業を開始した人で、

日現在の状况によつて

のある人です。これらの人 た人や、决定を受けた実績 住民登録の転入転出並に 世帯主の変更は14日以内 に届出ましよう

もし期間内に届出なき場合 は 500円以下の過料に処せ られますから御注意下さい

にならない点は税務署にお

予定申告と

ればなりません。おわかり

五日までに納税者に通知す

設は五日、十五日、二十五 七月の「税の相談日」の開

日です。税金のことについ

おわかりにならないこ

ることになっています。予

での間に予定申告をしなけとします。)して、六月十 月一日から七月三十一日ま 合は予定納税額がないこと

5 月末現在住民登録人口 男4.701人 女5.416人 計10.117人 2.071戸 世帯戸数 6月中の出生死亡届出件数 生 5 件 出 2 死 亡 件

蚊は日本ノーエン、マラリ

ておくこと。

ヤ等を伝染させます。

くことが必要です。 時でも流れる状態にして置 たをすること。下水溝は何

にして便つぼ にふたを完全

害虫の発生源と駆除方法

して、すみず みまできれい

台所を大掃除

ることも出来る。

○「のみ」について

内をくらくしておくこと。

ごみ箱を整備し、ふたをし

「ゴキブリ」は夜になると

らむし)について一にし、卵を生みつけていた

水槽などには、ふ す。ですから防火 に卵を生みつけま

便所の汲取口

水たまりや草むら

つぼの中、その他の汚物に

「ハエ」はごみの中、便

小児マヒ等を伝染させます

「ハエ」は赤痢、チフス、

児マヒ等を伝染させます。

ります。赤痢、チフス、小一入れて保管すること。

ます

また寄生虫の卵をまきちら

くかたずけること。 食べ物の残りくずを毎日良

ほこりを完全にとること。

たたみのふちについている

ŋ

します。

3ゴキブリ (あぶ

あぶらむしを駆除するには

薬剤をぬつて置き、退治す

をとり除くこと。

たたみ下に薬剤をま

会

だ

よ

床下のほこりのたまつた土 床を上げて風通しをよくし

戸棚等のはい廻る場所には

卵を生みつけます。

蚊は、あらゆる 蚊について

2 「ハエ」について を置かないこと。

が(扶養控除額+配偶者控

見積つた本年分の所得金額

については、昨年の課税実

七月の税の

相談の日

方

城

句

昭和三十八年三月三十一日

で、現在、遺族年金、特別に一万円と十月三十日に一

一家の近くに「ごみ」や堆肥一所のうすぐらい所をはい廻一時は、ふたのついた容器に一あて乾燥する。

活潑に走り廻り、便所や台一戸棚の中に食べ物を入れる

らとり除くこと。

み」の中に発生します。

「のみ」は土の中、「ご

です。以上の点に留意され

て、住み良い環境をつくつ

七月中は夏季大掃除の月間

工

くこと。

「たたみ」を上げて日光に

いと見込まれるときは、七 除額+基礎控除額)より多

税額が六〇〇〇円未満の場

しの予定納税額を計算(年 績に基いて税務署が、こと



生

夏

の健康を守る運動を展開

月

昭和38年7年月月 7月15日 発 行 所

福岡県田川郡方城町 印刷所 文化印刷所 田川市東区鉄砲町 電話田川②4199番 所

実施して下さ

夏期大掃除を

敷物等の日光消

(幼児と学童

項に、じゆうぶん注意され 健康を守るため、左記の事

食事前や、外出からかえ

西部地区婦人教育研究会へ城町役場研修所

つたときは、必ず手を洗

皆さまの、かわいい子供の

ましよう。

1、七月二日

ラジオ体操講習会(於)

私達は、この夏をすこやか は、先ず長雨でよごれた住 本格的な夏の季節に入りま たのしくすごすために

宅地の環境をきれいにする

ことが先决です。 この意味におきま 七月一日から七月一る。 して、本町では、 ②家屋周辺の溝を清掃し、 施した方が効果的です。 いつでも流れるようにす よりも、隣組一せいに実

長い梅雨もあけ、いよいよ一末日までを清掃期間と定め さい。 ましたので、各隣組力をあ わせてこの運動に御協力下 実施要領

|①各戸思い思いに実施する

9その他 すること。

⑥便所周辺の清掃を行い、 ④床下、天井ウラ、押入等 虫剤を撒布する。 を清掃し、消毒または殺

①ゴミ箱をつくり、フタを 便所汲取口を密閉する。

⑧蚊、ハエ、油虫の退治。

⑤食品の戸棚の整備と修繕

か、セキリ患者がたくさん

安心出来ません。

今年は長雨がつづいたため一になりましたが、まだまだ

①病気は、からだのつかれ

たときにかかりやすいも

◎注意すべきこと だきたいと思います。 夏中、無事に過ごしていた

り伝染病のもとを運んでく

登山、キャンプ指導者講習 2、七月六日~七日 於) 県婦人会館

)上野峡

町青年団教育キャンプ(於 7、七月二十日~二十一日

うよう習慣ずけて下さい

る「ハエ」「カ」をなく

しましょう。

3、七月十一日

を守りましよう

発生しました。

◎みんなで造ろう

町の防疫陣も日夜、これが

きれいな環境◎

での間に、五十一人の方が、四月十日から六月末ま

予防対策に努力致しました

にかくりされました。

七月に入つてようやく下火ーす。

セキリにかかり、伝染病院」「腸チフス」「小児マヒ 」等のおそろしい伝染病で **③**なまものに注意し、食べ

本ノーエン」「ジフテリヤ

させないようにして下さ をのませたり、ねびえを

8気分のすぐれぬとき、元

4、七月十二日~十五日 於)庄内町公民館

体育指導委員研修会(於) 9、八月三日~四日

青少年スポーツ指導者講習 飯塚小学校

ぶらせて下さい。

気のないときは、早目に

会(於)志賀島

5、七月十四日

郡内婦人幹部研修会(於)

10、八月十七日~十九日

す。例えば「エキリ」「日 伝染病が待ち受けておりま

②夜おそく、つめたいもの

セキリの外に、たくさんな

さい。

子供の早寝に心がけて下

の外出するとき、屋外で遊

ぶときは必ず帽子を、か

ず受けさせて下さい。

伝染病の予防注射は、必

筑豊地区婦人会長研修会(一上野天郷青年の家

社教団体行事メモ

(七月一八月)

会(於)赤池天郷青年の家 8、七月二十七日~二十八

日郡青連幹部研修会(於)

のです。

これから夏に入りますと、

い。

すぎ、のみすぎに注意

医師に見せましよう。

子供会指導者実技講習会、

6、七月十七日(予定) (於) 香春町中学校 英彦山 田川郡民体育大会於香春町 11、八月二十五日

従来、方城町商工|けて参りましたが、今回、 会では、シールサ

一(尚シールサービス加盟店

ビス券を発行し一らため、幾らかでも地域社一どしくシール券を要求さ その内容を左記のようにあしてお買物をなさつた場合、

シール券制度を 次のように改めます 「シールサービス会」

れる様お願い致します)

て消費者の皆様方一会のお役に立ちたいと思い サービス」に心掛一御協力をお願い申します。 ますので消費者の皆様方の 1学校教育設備助成につい

え幾分なりとも「

現在盛んに行われている

を学校の児童、生徒を通じ とを行います。 ベルマーク運動のようなこ 不用或は端数のシール券

法律第六十一号で戦没者の 妻に対する特別給付金支給 法が制定されました。 此の法律は戦没者の妻が 事情のもとに置 戦に伴い特別の すぐる大戦の敗 別扶助料、又は軍関係によ払います。 遺族年金、遺族給与金、特万円を住所地の郵便局で支 権があります。 妻で証書のある人達は請求 保や他人に譲渡等は出来ま る殉職年金等を受けている 五、此の国債は個人等の担 一、妻が昭和三十八年四月等には担保出来ます。 日より、昭和四十年四月六、請求手続は七月十日頃 せんが、国の指定した公庫一学校)で集めていただき、

特別給 付金が支給されます

2従来通りシール券が満点

に教育設備助成として提供 相当額をシール会より三校

いたします。

学校、伊方小学校、弁城小

町内の三学校へ方城中

別の慰藉を行う 点から、国が特 かれたと云う観 一日まで請求する事が出来 より七月二十日頃までの間 に於て、方城町社会係窓口

復した(離別)場合は請求け付ける予 三、妻が再婚又は元の籍に で一斉に受

通じてシール券を学校にい 付され、教育設備助成に一 役買うことも出来る訳です に集めるもよいし、子弟を 事も併行して行います。 になれば景品と引換える (従つて今迄通り個人的

換えを行つています。 ※現在左記の処で景品引



八幡町コモノ時計店



効果をあげたということで

ずにはおきません。今こそ に新しい希望と勇気を与え

定まるものである。昭和二

十五年固定資産税が創設さ

傍観者の立場から前進して

屋及び償却資産の間の評価

の均衡はおおむね確保され

おありでしよう。

私は更生しようと決心した

これを実行に移した結果、

この運動を展開する私たち

いと信ずるのでありまして

与えようルと申し合わせ、 らその親に積極的に注意を

青少年の非行防止に大きな

かし、世間は私を信用

な声を耳にせられたことも

またおそらく皆様はこん

供でも悪い行為を発見したるくする運動の着実な浸

屋及び償却資産を通じて同

一である所定の税率(現行

透とあながち無関係では

考え、その結果の他人の子 どうしたらよいかを真剣に を非行からまもるためには たちのグループで、青少年

してこのことはり社会を明

あらためてどこかで黒い芽

を出すに違いありません。

追放され放しの〃悪〃はき

とまた所をかえ、装いを

鈍り、いささか愁眉を開か

しめるものがあります。そ

? 1と。なるほど、この

あります。

四国のある村のお母さん

を続けて参った少年非行も

に比し、ひとり急激な上昇

昨年からや」その上昇率が

して、地方制度調査会は「 春、税制改正論議の一環と のたまたま、昭和三十三年

の原因によつで市町村間に ない点があるので、これら て問題とされなければなら

かなりの不均衡が生じてい おける固定資産の評価には

措置についての答申」に地方税財政に関する当面

懇談会は「臨時税制委員懇

て、また、臨時税制委員

ような立法措置を講じて

町村の試案に対する意見等しているが、市上の対象に基いて鋭意評価と

正率×評点一点当りの価額

×損耗の状況による減点権 よや「家屋の再建築評点数

」の算式によって求められ

市町村の作業の進渉状

立を図り、これによつて次

和三七年四月に地方税法

一部を改正する法律の成

市町村は、内示されたこれ

れる見通しである。

立法措置

るが、

本年近い中に内示さ

めるものとしている。すな 価格を基準としてこれを表 具体的には、家屋の再建築 取引価格をいうものとし、

な措置を講じてきている 改正評価制度の実施に必

審議会において審議中であ

さな島国日本のことです、

一体どとへゆくのだろうか であります。こんな一例が 傾向にありました成人犯罪

みんなの力の結集をノ

社会実現のために

本当に明るい社会とはいえ

たら、どんな小さな機会を た過去の罪に苦しむ人がい そうな人がいたら、或はま あなたの周囲に罪に陥いり

もとらえてあたたかい導き

るものではなかつた。しか

し、その後、地価は急速

の評価水準と余り相違のあ 続税における土地及び家屋 また評価水準は国税たる相

ある限り、私たちの社会は

と。このような状態がつづ 料者として冷たく扱ったり ようとせずに、いつでも前

さ、このような悲痛な声が

いう傍観的態度は未だ私た 他人は他人、自分は自分と

市で追われればB町へ、そ

せん。かくて〃悪〃はA

うしたことは、罪を繰り

〃社会を明るくする運動・

せんじつめれば右のよ

更生保護会は犯罪者の更生

御承知のように保護司や

の年度をいう)ごとに行な 年度以降基準年度(評価替

一市町村においては、

市町村長は

えす当の本人にとつても一は、

とになるのであります。

に黒い芽生えを繰り返す て更にC村へと無限循環

> 価されるべきでありましよ んグループの勇気は高く評 れを打ち破つたこのお母さ れる風潮でありますが、そ ちの日常生活に根強くみら

きたいと心からお願いい と救いの手をさしのべて戴 犯罪を追放するためには国

民、みんなが自覚して、力

を合わせることが何より確

国民ひとりひとりの力によ ~暴力 ~を追放する運動が | 社会にとつてもこの上ない て日ましにたかたまり、 不幸な事と申さねばなりま うな認識と勇気を国民ひと りひとりにもつていただき 犯罪前歴者といえども暖い

域社会が増えれば増るほど

社会全体が明るくなり、国

お願いいたします。 の力強い御協力を是非とも するよう国民のみなさま方

ありません。

どうかこの更

民の生活も楽しく豊かなも

のになることは申すまでも田川区保護司会

意義は決して小さいもので る昨今であります。 するために、国民がこぞつ一う一段の努力がどうしても て起ちあがったそのことの へきな成果をおさめつ」あ 悪を身近な環境から追放一会を築くためには、更にも 必要ではなかろうかと思う から悪を追放し、明るい社 そこで、ほんとうに社会一指導といたわりの手をさし

のであります。すなわち、 通り抹殺するためにしんぼ のべ、犯罪を社会から文字 動であります。

ります。〃追放された悪は一て積極的態度に転ずること一のところ横ばい或は減少の 罪ルに対し消極的態度を捨一について注目しますと、こ 合せ、社会を暗くする〃犯一さて、目先を転じ犯罪情勢 にたえぬところであります 主唱者としてまことに感激 支持によつて、国民運動と 呈して参りましたことは、 機関、団体の力強い理解と しての拡がりとたかまりを 国民各位そして関係

とを、ここに見事に示しえ 実にして力強い道であるこ

たからであります。

ところで、ある中学生はこ

んな卒直な疑問をのべてお

犯罪のない明るい

はありません。なぜならば一犯罪を憎み、追放し、封じ ともな社会の一員として、 |込める努力を更に一歩進め することが是非とも肝要な て、犯罪を犯した人を、ま ことは、私たちがみな力を すくいあげる努力まで到達 ことなのであります。この う強く繰りひろげられる運 この運動も本年をもつて第 一三回を迎えたのでありま

はなぜ改正されな 固定資産評 価 制度

を課税標準とし、土地、家 及び償却資産の適正な時価 の価格すなわち土地、家屋 ないようになつてきている一ると、現行の家屋の再建築 定資産税の負担が求められ における固定資産評価制度地、家屋及び償却資産の評 ことによるものである。 逐つて拡大されてきたため 資産の間において著しく不 るが、答申に基づく抜本的 価制度の改正は、固定資産 の答申に基づいて、昭和三れに追いつくことは到底不 口固定資産税は、固定資産 適正な時価による適正な固 おける評価の不均衡も年を は改正される。固定資産評 十九年度から、固定資産税 ○日定資産評価制度調査会」の引き上げによっても、 均衡である上に市町村間に 評価が土地、家屋及び償却 となったのは、固定資産の な改正のメスをいれること 評価制度調査会の答申に基 いて行なわれるものであ 1 位債封資産の評価額は、おおね企業の帳簿価額と同 なつていると推定される。 価格のおよそ八〇%程度に 程度と推定される。 可能であつた。その結果土 ②家屋の評価水準を家屋の 評価水準を評価と対比して がどの程度のものであるか 計監理費及び 価格には、 再建築価格によって推定す りである。 推定すれば、 難であるが、各資産ごとの を正確に断定することは困 ととなつた。評価の不均衡 い評価の不均衡が生ずるこ 価の間においては当然著し いないので、現実の再建築 一般管理費、設 およそ次の通

昭和39年度から改正される

③自治省の調査によれば、 固定資産評価制度について

> 価額についても、市町村の 家屋の床面積当りの平均評 される土地の単位地積又は

評価の均衡を図る上におい

ることによつてその負担が一農地、宅地及び山林の実際 税率百分の一、四)を乗ず一た昭和三十五年度における れて以来数年間は土地、家一込額は、売買実例価格に対 の資産間における不均衡の が生じているのであるが、 屋及び償却資産相互の間に 評価の不均衡は単にこれら おいて著しい評価の不均衡 のベースに修正した評価見 みにとどまるものではない 目前述のように、土地、家 し、農地二五%程度、宅地 売買実例価格と対比してみ の評価額及び指示平均価額 山林二五%弱 るものと推定される。した 四現行制度の下においては 地の評価水準をかなり下廻 地の宅地の評価水準は、地 に評価の実施の方法及び手 固定資産の評価の基準並び 緩やかであつた繁華街の宅 価の上昇のテンポが比較的 も著しい傾向にあつた郊外 め、一般に地価の高騰が最 自治大臣から市町村に対 しいものがある。 いても評価の不均衡は著 同一地目の土地に

と推定される。 一七%程度、

均衡が失われている向きが 一向市町村間において評価の 低い状態にあること。 準とする固定資産税と相続 あること。 の水準は時価に比し著しく 同じ財産の価格を課税標 贈与税等の国税との間

別個の評価が行われ、

定資産評価の実態について 談会意見要録」において固 化土地及び家屋の実際評価 の固定資産税における固定 資産の評価の現況には、 あること。 ように改善すべき諸点が のような指摘を行なった ②評価方法の統一、現行制 ①改正評価制度の実施時期 正評価制度は、昭和三十 られた。 年度から実施するよう定

定資産評価基準によって行評価の統一を図るため、固 定資産評価基準に準じて行 わなければならないことに うものとされているが、 |価及び価格の决定は、固 要は次のとおりである。| においては、固定資産の れたものであるが、その 府県に都道府県固定資産 固定資産評価審議会、都 められた。 れたものであるが、その概

価審議会を設置し、固定一分農地、宅地及び山林の評一⑤税負担の調整 買実例価格を基準としてこ 時価は、正常な条件の下に ①土地に関する固定資産評 れを求めるものとしている 土地の価格すなわち適正な おける土地の取引価格をい 価基準試案の概要 しものとし、具体的には、売

た する予定である。固定資産 サる予定である。固定資産産 サステに、これを告示 できるだ 評価基準試案は、基本的に 具体的な評価に着手する段いる。家屋については今後頃から評価作業に着手して ④評価事務の指導 干遅れる見込み) ③家屋の指示平均価額の算 ① 土地の指示平均価額の算 階になつている。 市町村においては、土地に 定指示(今年秋頃の予定) 5、今後における作業予定 ついてはおおむね昨年の秋 指示(土地の場合より若

生保護の仕事が豊かに結実る各資産ことの評価の均衡 るのであるが、前述のよう 山林の評価水準は異なつて 宅地価格の上昇は地域によ 目の異なるごとに評価の不 価に対する農地、宅地及び に土地についてみれば、時 を図るように努めてきてい つて著しい相違があったた 同一の地目であっても、た 均衡が生じている。また、 とえば宅地についてみれば いるので土地においては地 市町村内におけ 占める割合をみると、土地 度となつているので、土地 については固定資産評価基 却資産については七○%程 については九○%程度、償 度、宅地三〇%程度、 については、農地二五%程 る市町村数の全市町村数に 固定資産評価基準を採用す 度の自治省調査について、 る。しかし、昭和三十六年 定を行なうことになってい を行なつているとはいい難 準を採用して統一した評価 い状態であり、また同一の 固定資産の価格の決 すみやかに評価の方法及び ②したがつて、これらの諸 招来する原因となっている一査審議を行なわせることと 凶るべきであること。 と均衡を実現するために、 心を改善し、評価の適正化 地方制度調查会、臨時税 構を確立し、あわせて国 いては、納税者の不信を一資産評価基準等に関する調 における評価との統一を

知事から市町村長に対し示 臣の指示に基ずき都道府県 衡を維持するため、自治大 市町村の評価水準の目途を 固定資産評価基準を採用し している状態にある。更に もその評価方法が多少相違 し、市町村間の評価の均 いる市町村の間において あることを認め、早急にこ るため、昭和三十四年三月屋について抜本的解決を図 めるが、ここにおいて政府 が改善合理化を図る必要 なわせることとしたので 事項について調査審議を る。 産の評価制度に関する重 け、同調査会をして指定 定資産評価制度調査会を 固定資産評価に関する問 あることを指摘したので 固定資産の評価の現况に 委員懇談会は当時におけ し、その著しい不均衡の 算入する等所要の措置を講 て所要の財政措置を講じた 正確実な実施を確保するた のほか、改正評価制度の適 を地方交付税の算定基礎に においては、これらの経費 めに必要とする経費につい 構の充実強化に要する経費 じている。 たとえば昭和三十七年度 固定資産評価基準の作

府は、固定資産税の負担 在までおよそ次のとうり 正するという方針の下に から固定資産評価制度を 基づいて、昭和三十九年 産評価制度調査会の答申 合理化を図るため、固定 固定資産評価制度改正 基準試案は、その大部分が する固定資産評価基準試案余の部分は本年四月に内示 昨年十一月に内示され、 年四月に内示されている、 家屋に関する固定資産評価 また、雑種地については本 野については昨年十一月に昨年七月に、池、沼、牧場原 価基準試案は、田畑、宅地 及び山林についてはすでに 土地に関する固定資産評 残 家屋の適正な時価は、正常 価基準試案の概要 た条件の下における家屋の

方向と作業の現况

②家屋に関する固定資産評 その他の地目については、 回その他の土地 によつている。

たものによって定められる 適正な価格を評定する方法 いずれも売買実例価額から こととなっている。

ることとなつている。指示 市町村の評価額を積み重ね 率を乗じて正常価格を求め 平均価額は、従来と異なり 9

農地については、 れる。この場合において、 反当り無収益 反当り限界収益

正常価格に基づいて付設さ 各筆の土地の評価額の算定 前述の順序によつて評価す E評点数一点当りの価額に 標準地の

県の担当機構の充実強化に ついて各地方団体に強く要 改正評価制度の円滑な実施 を確保するため、自治省と 請するとともに、これら機 しては、市町村及び都道府 る場合において、 評点数の乗ずることによる て付設される。) B状况類似地区における標 数の付設(標準地に比準し D標準地以外の土地の評点 準地の選定 C標準地の評点数の付設 A状况類似地区の区分 の順序によって行なわれる これらの土地の評価は、

2、評価態勢の整備

価